

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から 30 日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定に基づき、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

令和 6 年 4 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 商号

ジーアップ株式会社

2 代表者の氏名

代表取締役 岩本 将伸

3 主たる事務所の所在地

鳥栖市東町一丁目 1064 番 15 号

4 免許証番号

佐賀県知事（1）第 2573 号

5 免許年月日

令和 3 年 1 月 6 日